

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和1年9月26日(2019.9.26)

【公表番号】特表2018-527111(P2018-527111A)

【公表日】平成30年9月20日(2018.9.20)

【年通号数】公開・登録公報2018-036

【出願番号】特願2018-514313(P2018-514313)

【国際特許分類】

A 6 1 B 17/15 (2006.01)

【F I】

A 6 1 B 17/15

【手続補正書】

【提出日】令和1年8月13日(2019.8.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

膝関節置換手技において患者の大腿骨の切除された遠位面上に切断プロックを位置決めするためのガイド(10)であって、

前記大腿骨の前記切除された遠位面上に位置付けるための第1の本体部(40)であって、前記大腿骨の後顆に係合するための一対の後側に延びる足部(42)を備える、第1の本体部と、

前記大腿骨の前記切除された遠位面上に位置付けるための第2の本体部(20)であって、前記第2の本体部は、締結具ピンを位置決めするための少なくとも一対のロケータ穴(26、28、30)を備え、前記締結具ピンにより、前記切断プロックが前記大腿骨の前記切除された遠位面に締結され得る、第2の本体部とを備え、

前記第1の本体部は、前記第1の本体部の前記足部が、前記後顆に係合されると、前記第2の本体部を前記患者の解剖学的特徴部に対して角度付けるための複数の不連続の位置で、前記第2の本体部に取り外し可能に取り付け可能であり、

前記ガイドが、湾曲スロット(38)と係合部材(50)とを更に備え、前記係合部材が、前記第1の本体部を前記第2の本体部に取り外し可能に取り付けるための前記スロットと係合し、前記第1の本体部が前記第2の本体部に取り付けられると、前記係合部材が、前記複数の不連続の位置のそれぞれにおいて、前記スロットに沿った対応の位置で受容される、ガイド。

【請求項2】

前記スロットは、前記第2の本体部が前記切除された遠位面上に位置付けられると、前記大腿骨の前記切除された遠位面に対して実質的に平行である平面内に延びる、請求項1に記載のガイド。

【請求項3】

前記係合部材は、前記第1の本体部が前記第2の本体部に取り付けられると、前記スロットの内表面に対して付勢するための、前記係合部材の外表面上に設けられた係合特徴部を含む、請求項1又は請求項2に記載のガイド。

【請求項4】

前記スロットが、前記第2の本体部に設けられており、前記係合部材が、前記第1の本体部上に設けられている、請求項1～3のいずれか一項に記載のガイド。

【請求項 5】

前記スロットが、前記第1の本体部に設けられており、前記係合部材が、前記第2の本体部上に設けられている、請求項1～3のいずれか一項に記載のガイド。

【請求項 6】

前記第1の本体部が、前記患者の左膝関節で使用するための第1の組の1つ又は2つ以上の位置で、及び前記患者の右膝関節で使用するための第2の組の1つ又は2つ以上の位置で、前記第2の本体部に取り外し可能に取り付け可能である、請求項1～5のいずれか一項に記載のガイド。

【請求項 7】

前記第1の本体部が、前記患者の前記左膝関節で使用するための第1の複数の位置で、及び前記患者の前記右膝関節で使用するための第2の複数の位置で、前記第2の本体部に取り外し可能に取り付け可能である、請求項6に記載のガイド。

【請求項 8】

前記位置のうちの少なくとも1つが、前記左膝関節及び前記右膝関節の両方で使用するためのものである、請求項6又は請求項7に記載のガイド。

【請求項 9】

前記左膝関節及び前記右膝関節の両方で使用するための前記位置において、前記第1の本体部が、前記第2の本体部に対して中心に置かれている、請求項8に記載のガイド。

【請求項 10】

前記第1の本体部が、前記第1の本体部の前記複数の不連続の位置のそれぞれについての前記第2の本体部の回転角度を示すための指示器(46)を備える、請求項1～9のいずれか一項に記載のガイド。

【請求項 11】

前記第2の本体部が、前記第1の本体部上の前記指示器によって示される前記回転角度を読み取るための1つ又は2つ以上のマーカー(36)を備える、請求項10に記載のガイド。

【請求項 12】

前記1つ又は2つ以上のマーカーが、前記回転角度を読み取るために、前記マーカーを前記患者のどちらの膝関節に使用するべきかに関する表示を含む、請求項11に記載のガイド。

【請求項 13】

1つ又は2つ以上のピン(67)と、前記第1の本体部が前記第1の本体部に取り付けられると、前記ピンを受容するための複数の対応する穴(66)とを備え、前記穴が、前記複数の不連続の位置のそれぞれにおける前記第1の本体部の取り付けを可能にするように位置付けられている、請求項1～12のいずれか一項に記載のガイド。

【請求項 14】

1つ又は2つ以上の隆起部(56)と、前記第1の本体部が前記第1の本体部に取り付けられると、前記隆起部を受容するための複数の対応する溝部(48)とを備え、前記溝部が、前記複数の不連続の位置のそれぞれにおける前記第1の本体部の取り付けを可能にするように位置付けられている、請求項1～13のいずれか一項に記載のガイド。

【請求項 15】

前記第2の本体部は、前記第1の本体部の前記足部が、前記後顆に係合されている間に、前記患者の解剖学的特徴部に対する前記第2の本体部の角度を決定するための線状マーキング(54)を備える、請求項1～14のいずれか一項に記載のガイド。

【請求項 16】

前記第2の本体部は、
前記第1の本体部が取り外し可能に取り付け可能である後側本体部(2)と、
前側本体部(4)と、を備え、
前記ガイドが、前記前側本体部上に取り外し可能に装着されたスタイラス(8)を更に備え、

前記第2の本体部の前記前側本体部が、前記スタイラスの先端部(12)を移動させて、前記大腿骨の前側皮質に係合させるために、前記第2の本体部の前記後側本体部に摺動可能に装着される、請求項1～15のいずれか一項に記載のガイド。

【請求項17】

請求項1～16のいずれか一項に記載のガイドと少なくとも1つの更なる前記第1の本体部とを備える外科用キットであって、各第1の本体部は、前記第1の本体部の前記足部が前記大腿骨の前記後顆に係合されると、前記ガイドの前記第2の本体部を前記患者の解剖学的特徴部に対して角度付けするための複数の不連続の位置で、前記第2の本体部に取り外し可能に取り付け可能である、外科用キット。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

国際公開第WO2014/006360号は、骨上の基準点から第1及び第2の測定点までの第1及び第2の距離をそれぞれ測定するために、整形外科的手技中に使用するための測定器具を記載している。この測定器具は、第1の距離を表示するための第1の目盛りと、第2の距離を表示するための第2の目盛りとを有する。これは、測定された第1の距離に応じて第2の目盛りに対して選択された位置で第1の距離が測定された後、第2の目盛りに対して位置付けられ得る、ユーザに見える第2の目盛りの長さを制限するためのマスクを含む。

国際公開第WO2011/141723A1号は、第1の面を有する第1の構成要素と、第1の構成要素に連結される第2の構成要素と、を含み、第1及び第2の構成要素が、互いにに対して回転することができる、外科器具を記載している。この器具は、第2の構成要素に連結される第2の面を有する第3の構成要素を含むロック機構を更に含む。第2の構成要素に対する第3の構成要素の動きは、第2の面を第1の面と係合又は係合解除させて、第1の構成要素と第2の構成要素との間の回転を選択的に制限または許可するよう構成される。面のうち一方は、第1の構成要素と第2の構成要素との間の回転の中心の周りで第1の角度ピッチで離間した第1の配列の2つ又は3つ以上の溝又は歯と、第1の角度ピッチに対応しない少なくとも1つの更なる溝又は更なる歯と、を含む。面のうち他方は、第1の構成要素と第2の構成要素との間の第1の範囲の回転位置内の2つ又は3つ以上の所定の回転位置に、回転を選択的に制限するよう、第1の配列の溝又は歯のうちの1つに係合するように構成された、第1の歯又は第1の溝を含む。面のうちのこの他方は、更なる所定の回転位置で第1の構成要素と第2の構成要素との間の回転を選択的に制限するよう、少なくとも1つの更なる溝又は更なる歯に係合するように構成されている。